

### ○足守川

上古足守川の流域は一帯の海面にして、その上流にある足守町附近までは深く海潮が湾入し舟路であつたといわれ、ソマの足守八幡宮の石葺表は水辺に建てられていたと傳えらる。日本書紀によれば、應神天皇の條に「淡路より轉じて吉備に幸して、小豆島に遊ば、庚寅(三女紀)亦、葉田の葺木林宮に降りて居ます。時に御友別参り、則ち其兄茂子孫を以て膳史(カシズメ)として奉養(みまへつかまつる)る。天皇是に御友別を謹惶(おそまじり)りて待奉(つかまつる)る。状(かたち)を看(み)まなけし悦(よろこ)び給ふ」とあり。この葉田(ハダ)は足守附近の古名にして葺木森宮は、ソマの足守八幡宮の地と傳えらるる古社である。應神天皇を奉迎申し上げた御友別は吉備津彦命の御弟維武吉備津彦命の子孫にして、後在吉備の國に栄えた吉備氏の始祖である。(葉九朝系譜篇 吉備氏参照)

應神天皇より四百余年を経た、文武天皇の大望元年(七〇一)に制定された大望律令に班田收授法とソマのがある。これは條里制を設けられたもので、その遺跡が服部、三須附近に歴然と傳はつてゐる。これはすでに農耕に可能な土地であつたことを立証するものである。この條里制は十世紀頃には全く廢れた。これより南部の土地には條里の跡がみられず、庄村附近は大望から三百余年も下つた後一條天皇の万寿年間には漸く開拓せられた莊園なので万寿庄といわれた。始め大望令では全国に皆有地であつたが莊園は私力で開墾されたものでこの莊園は皇族や諸臣、或は神社寺院が私有したのである。それから後ちにこの吉備所地域の陸地の構成が始まるようであるが、年々歳々くり返される足守川の洪水と、ソマに激し、水勢が押し出される大量の土砂は緩なる海底に沈積して浅瀬をつくり(庭瀬の地名が起つた)或は吹きよせの箇所も生じて洲止となり(守島の地名が起つた)漸次陸続きと化し一帯は廣漠な葦原になつた。ソマでわれくの祖先がここに移つて土工機械の發達せざる時代に、子みら孫に代々引継がれて

こゝまでよく、長い歲月を重ねてあつた苦心とたたかひ、絶みなつた努力が、よつて開墾に従事してきたのである。

往昔この足守川の本流筋が果してどの地を流れてたかといふことは確証を欠くが、地形上から考察すると、三手あたりから東へ向ひ、最初の川筋は吉備の中山の西麓を流つて南下し、幾たひな風波の妙技に翻弄され西に轉じ、ソマに現在の位置に変わったものと思われれる。それによつて水害防止の築堤工事が施され、今日に至つたのである。東山から川に入つて、ソマの山肌をみると急傾面になつてゐることに氣がづく。これは川の激流によつて削り取られて出来たであろうことに想像せらるる。手家物語にある源平の合戦に平軍の部將妹尾元郎兼康が板倉川を挟んで、ここを先途と戦ひ、敗れて首を刎れた此名は地形こそ異つてゐるが、この足守川の流をさしたものである。また用水記によれば、太古御辺川(ソマ)が川入附近にて海に入つたことが載せられてゐる。(川入の名が起つた)この御辺川(ソマ)の足守川の源流にして、御辺とは吉備津宮の辺りの川と云ふ義である。また備中誌には信濃の國の川中島に御幣川という川がある。オンベと讀み、「ミ」は同じ意味にして「ミ」は吉備津宮の御幣に通ずるものである。

享保六年(一七二二)吉備津宮社家江國掃部のものせる、大井川大洪水の畧日記の一節を抜萃する。(大井川は足守川の別名で、高松城水攻の古圖にも大井川と書いてゐる)。このとし閏七月十日晝四時(午前時)より大風、但し東風也。同九ツ時(午後)はじめとおほしきせつ、風西にかわりて、東風の一ぱいもふくはじめの風人家草木にあたりし事は、サレクなんぎなり。まして西の風には山林にあたる事おびたいし、松木百六七十本損すらなんし、サレカシなから御社頭に破損なく、松木などおほか、りたる所、すこしばかりの事也。東西の風に人家軒はかりたふれぬ、十一月十四日、小雨あり、くもり日もなまばやくほどの事にて、これにき、夜に入子の刻(午刻)はかりにもなり、なんとおほへしほどこそあれ、レきり

に雨つよくふり、夜明てもやみだたく、いよ／＼のりて大不りになる。はや五つ時、四つ時(五時十時)にだいにつよく、大水出たるとりざたま／＼、十五日の九つ時には足守町の土橋(まの宮路橋)まぢの方に十間ばかり落ちて通路なかりける。此れよりは川下洪水のさたのみ也。日く此かたに、いよ／＼水かさまさりて、松山(高麗)の川筋堤きれて賀陽郡(吉備郡)三手村のりかにて、大井川百間計切、殊外にも又きれて高松の所わたり得がたく、砂場三軒屋、床にもりけり、十六日の水には庭瀬より船にて宮内の町へみまいに來る。右今園も及ばぬ、波次前、未園の事になん侍る、十七日わかかくのごとく、いづれの村里へもかよひなれしな、なから大橋の辺さゆりなき中へ、内の茶へは水のさ、いへかろく、十八日にやうやく水もいおちて庭瀬のかよひありし中へ、我も／＼とみまひのため往來す。小西村もいよくしたる家には中かの上にのぼる。大賀喜左門父子(子は幸次といふ、大賀一即博まの先祖)其外あらましの人の家に、床のかま、いもなく、しかりしと、小となく、床下の水さし入らざるはなし。福本綿(車名)で、正の頃に中国から渡つたもの、寢はわただぬといふて油を搾りて灯油に混ぜて用中、又これを包む茶か、なものを綿として衣服布圍などに、これに温をとるのに用中、また紡ぎ糸として用中、もの手綿糸である。この時代には庶民の衣服の必需品として重要な草を、いかに地方で栽培された。などはこのりなく、水におされたるやうす、つるが、かまへ(土塚)などた、此れみくるしき事どもなり。川入村むさのごとく、大飼源左エ門(大養お堂翁の先祖にして、旧邸宅あり)の家は別条なく、屋敷たがき故、表の庭へちう／＼と水はしるほどの事と、大飼平右エ門へは床下まで、外の家はみな／＼と水のいうぬといふはなし。庭瀬町も同前也。屋敷へも水不入は、こじまや、女どや、甚左エ門父子、さぬきや、はりまや、おのへや、などばかりなり。(いれも、まの庭瀬平町の町家と思はれるが、その子孫がどうなるか、いかに調べた)。此外水不入といふ、いへはなし。御屋敷へも式臺までささへ、已にさぬきの字様(後倉譜、改字昌信三代)にも船にて御たちあきあるべきよし、用意と、のふ所に暫らくの内水かさへりて、御のきにおよばずやみぬ。撫川村、荒木藤左エ門屋敷(藤左エ門は前編三年五月廿四日

死去した。名は老豊といふ屋敷跡は上水道の手して荒本の地名が遺つてゐる。須佐之男神社に享保三年九月に献灯した石灯籠がある。へは水わいらず、外三四人も水不入家もある。このりはみなく水入なり。平野村、近友村家によりて床の上、三尺四尺、いらざるはなし。長野の堤むこ、かれこたん／＼に切撫川もあらき(地名)の下壺町半計おりて、廿間ばかり(室杭地内か)西へ切る。田地砂入、当立毛荒所志所三反と、なん／＼、全くの水海となり、歩行路の通路やみにき。中畧 酒津村の堤東へきぬて、子位の子庄、生坂の表より撫川まで湖水なり。撫川もたはし、の下廿間計西へ切。東西の水さ、へて湖水まん／＼たり。松島(産村)は古来魚此うの島といひ、侍へしと、なん。吉備の古老の云、神膳をことのふに松島鯛をおんべに調進すと云云。是等の事を思ひ出、松島に船の通ふを中山の峯よりみるも、いにしへはかくなんあらんか。吉備の山下より玉島、鴨方の辺、川辺の岡田まで、船路ならで外に通路なし、いにしへは、宮内の邊みな／＼海辺にてありしよし、云傳る。誠にしかならんと、今眼前に海のごとし、井尻野村、八田部村より下、湛井の水下十ニヶ郷悉く湖水なり。此あたりより西國へ船路と云ならん。以下畧

(享保十一年前の享保六年の大洪水は備中のみに限らず、中国全体に大被害を蒙つたのである。この日記によつて吉備町近在の水害の惨状を知ることが出来る)。  
全談ではあるが、昔吉備津宮の境内、岩山宮の傍に社寮な三間四面の三重塔が建てられたが、暴風雨のあつた享保六年の翌年に、又も暴風雨があつて、この三重塔は損傷を受けた。社寮では三重塔は仏教の対照物であつて、神社としては不要なものとして修葺復するのを嫌つた。神仏一致の時代であつたから、と、異言、名宗の憤怒をか、当村の普賢院、上林村の国方宗、川辺村の蔵鏡寺、東三戒の中院の西箇の本寺などが、廻文状をもつて、三百余ヶ寺の連署をとり、強く社寮へ抗議した。殊に普賢院は檀信徒に對して社人からの配社納を拒否させるなどの事件が起つた。ついに社寮奉行へ訴訟問題までに進展した。この事件は寺僧側が敗れたものか、其後再建することなく、十一年後の享保十七年八月下旬、全く取毀してしまつた。いまその跡には塔の礎石が淋しく遺つてゐる。

△ 享保以来の水害記録は、みあたらんが、被害は再々あつたらうし、いかに、藩

政時代は地方の財政は困窮して、たのせて、部分的に水害防止のための堤防  
修復がなされて明治に至つたものと想像する。  
さて現在の足守川の築堤工事は明治十九年に大々的を事業が実施され  
つのである。大橋の東詰の南堤防上に修堤碑が建てられ、この碑文に  
よつて近世の足守川治水工事の事情がよく窺はれるので略記する。(原漢文)  
明治十九年六月十二日に足守川の築堤が終つた。この河は深を賀陽郡間  
倉村に築して、洪水の時は人命家屋に被害を及ぼし、田圃を流し、  
その惨状は言語に絶して、時の賀陽郡長橋本貞固はその災害の甚大  
なことを憂え、修堤の議を起し、流域の都宇郡廿二ヶ村、賀陽郡七ヶ村、  
窪屋郡の二ヶ村の村長等の合議によつて行われた。先づ堤防上の樹木を  
悉く切り取り、延長五里に亘つて増堤をした。日子は三ヶ月、費用は意  
萬四千圓に達し、地方費は五千圓の外、皆関係の村費なら負担して漸く出  
末あがつた。橋本郡長の功績は偉大なるものである。よつて郡民はその功  
の永く埋滅することを慮り、余に(岡山県知事千阪高雅)碑文を乞ふた。余は  
地方治水のため喜ばし、企てであるから、これを快諾した。余は  
刻んで、銘に四言八句を附して、  
(一) 平時危険を示し、(二) 一度異風雨が起ると、流域の土地を破壊す、(四) 此  
は堤防の堅固でないからである、(五) 住民は常にこれを心配して、(六) 此  
の危害の加はることを慮つて、堤防の脆弱な所を新しく修復した、(七)  
完全な堤防が竣工して水の流は悠々として続き、(八) その恵みは永遠な  
ものである。  
篆書は正五位勲四等千阪高雅、撰文は書記官從六位高津、時、碑書は屬  
判任官多田省一である。千阪氏は明治十七年十二月廿七日から明治廿七  
年九月十九日まで十年間、岡山県知事を勤めた人で、この時代に県令が  
県知事に名稱がかわつたのである。

この堤防が改修されて七年後の同廿六年に大豪雨が県下を襲つた。旭吉  
井、高梁の三大河は氾濫し、各所の堤防は決壊して岡山、倉敷などの市街  
地は大被害を蒙つた。殊に甚だしなつたのは高梁川の氾濫であつた。堤防  
の堤防箇所が崩れたのが最初で、その濁流が十ヶヶ脚用水路に流れて、浸水  
足守川の増水と合して、日畑附近から東へ堤防を決壊して、奔放し、川入、西花  
尻から南部一帯の田圃は泥海となり、更に水勢は西の庄村地内一面に逆流し、  
猛威を逞うした。当時の話を聞くと、湛井の決壊はその水あしが遅かつた  
ので、庭瀬の住民は被害は免れ、だうと安心し、避難の準備もろくにせず、  
いな、所へ、濁流がどつと押し寄せ、きたので、取付ける違もなく、家財道具  
を水浸しにするものが多く、床と三四尺にも達した家屋もあつた。それ  
減水が容易でなかつたのは、鉄道線路の築堤が障害になつて、この  
若者たちが多勢揃つて、鉄を築堤切崩しに出かけたという。減水して  
なう、主謀者は警察署に呼び出され、きい、取調を受け、数日間拘留せら  
れ、い、どく罰せられたという。(嵩線の岡通は明治廿五年罰せられた人の名前は特に  
その翌年の廿七年にも豪雨があり、假復田の湛井の堤防が再び決壊して二  
年続きの水害を蒙つたのである。因に高梁川は古池附近から二流にわか  
て南下し、水島灘に注いでいたが、明治四十四年四月に改修工事が行われ、  
三百万人の労役と、七百九十三万円の巨費を要して、いまの如く一流とし、  
大正十四年三月に漸く完成した。実に十五ヶ年の歳月に亘つて、

足守川 (その二)

足守川は昔から平素は水量が少なく渡渉する程度であるが、雨期になると水かさが増し  
時には堤防が決壊して人畜に被害を及ぼしたこともある。天正十年の高松城水攻には羽柴  
秀吉がその部将里田官兵衛等高の献策をとりて雨期を利用し足守川の流氷を堰止めて城  
の周囲に注ぎ百八十余町歩の一大湖沼と化せしめたことは有名な話である。  
其後この足守川も藩政時代に在りて増水の時は通航に利用されたことが、寛政九年一  
一七九七)の文獻に残つてゐる。しかしこれは一般の物資の輸送ではなく足守藩が大坂  
積出しの歳米に限らるゝたのである。その記録によると

足守藩米輸送書

当領元ノ五ヶ村より延交ッ内井手洪迄大坂為登米極川大橋川筋積下リ候通航  
新規の儀故御渡申入の事

当領大坂為登米延交村の内井手洪迄人馬にて持出し候處殊の外賃銀多分相掛  
リ致難波候に付積下リ候得者多分勝手ニ付き御銘々江抵者共より及御相談候  
處通航の致方御相談申候趣き元の通り

川筋波戸を捲へ又は中川へ土俵材木等々入堰切など付候事一向不仕此迄の  
有姿にて通レ申候事

一 仕懸此を以て通航不致大雨の節出水を以て通レ可申候事

一 此度通航に付き外方より商売荷等積下リ候様には罷成候へハ際限無之様相成  
候段被仰間至極御最に存候間用水中際出水の節積下リ申候ニ付此方より見廻

人附置き可申候様には通航致し又は材木等々下レ候事御見當り候へハ其者の  
名前所々御記し此方へ御知らせ可被成候早速当領より請引致し已後相止メ候様  
致レ可申候勿論此度及御相談候村々にて歳米積下リ候帰航に肥等積上リ候儀者  
御兼知に候商売荷計り往來仕候儀者致間致し尤も積下候航々者鑑札相渡候間御  
加印可被下候鑑札無之航程には通航致間致候事

一 極川大橋川末御飲料悪水落ニテ水門尻へ通航の動にてお砂落下リ候様及御見被  
成候へハ早速御知可被下候悪水落致障は勿論の儀下御飲料古來よりの通航差  
支に相成候へハ其場折振渡其上通航の儀は新規に在之候間早速通相止メ可申事

一 此度通航致候水尾筋大橋川末字年役にて候中洲延交村ノ内井手洪江見通レに堀  
割通航致レ沃所悪水落水門尻水尾筋と一所に相成らざる様振渡通り可致事

一 大橋川筋水尾堀渡へ候土砂水中の少も差置下申左右堤へ各々等分に持場可申九  
む振渡候節は御案内可申候間御見分可被下候事

一 去る安永六酉年当領分より通航御頼み申ニ付御兼知の處其台安永九子年右川筋  
御領新庄下村より志高致通航候ニ付枚倉宿より差障り及爭論倉敷御役所にて  
御礼御登候節決所組の儀は多致通航御得心被成罷在候故引合ニ相成り數日御召  
出シ在之入用多分に相懸り御迷惑被成候由兼知致し候此度更に御談中通航御得  
心被下候上は萬一已末右村より引合在之何方御出張御入用相懸候共決所御組合御  
難儀不相成様御相談可申候右ヶ條書の通り御約諾の上は少も相違無御登候後証  
の為の依而連印一札如件

寛政九年己酉七月

水干法路守領分 (足守藩主)

賀陽郡海手村窪木村長良村高塚村足守村

右五ヶ村惣代 同郡 窪木村 庄屋 岡 大平治

右 同 溝手村 庄屋 惣次郎

大庄屋 長良村老畑源五右衛門

野口辰之助様御代官所

野口辰之助様御代官所 儀平太殿

同村 庄屋 直平治殿

栗坂村 庄屋 次郎殿

恵若村 庄屋 左傳次殿

「野口辰之助は先領倉敷代官にして寛政  
二年に赴仕レ八年間在仕レ、寛政十年  
に柘植又左衛門と交替した」





てつくられたものである。

思ふにむねは海水が陸地深くこの川入あたりまで入り込んできたことが想像せられる。川入という小字もこれに因由するのである。廿五、六年前に郡界(吉備郡と都賀郡)の小川附近に中国配電の電柱を建植したことがあつた。この時二米程掘下げた處、泥土質で溜水がみられ、それから底部になるほど川の織砂が露れ、建植するに非常に困難をきたしたという。これは古へ川筋(足守川の各流時代)があつたことを示す証據である。

○ 引船橋

この橋は吉備町の東南端、備前と備中のさかいになつてゐる足守川に架設してゐる土橋で、長さ八十米幅三六米。岡山西部から福田、妹尾方面へ通ずる土橋である。橋名は地名によつて編えられてゐる。往昔この附近は内海の入江で笠瀬川、足守川の流れを受けてかなり潮流が激しく、航行の舟は容易に潮を乗り切ることが出来なかつた難所である。藩政時代には地形は変つたといはれ、足守川の河口に横断には曳舟によつて幸うじて交通してゐたので引船の地名が起つたとソレに傳へられてゐる。其後渡レ舟も改められ一岡隔位の板橋をつくつて往來した。橋の中央にカダマキ(引船あげ橋)を設けて足守川を上下する舟の航行に便した。この板橋は村の有志が出資してつくり、最初は一人の渡レ賃五重をとつたが、後ちに物價値上に戻りて一錢に下つたといふ。其後足守川の出水毎に押レ流され架橋はくり返され、交通を遮断することしばしばあつた。偶昭和六年、下手にある相生橋を架替のことがあつたので、その古用材をもつて架設した。これが現在の橋の前身で、後ちに二、三日改修されたが破損も甚だしくなつたので、昭和廿五年十二月に改修をコンクリートで橋脚が打ち込まれ、大

○ 三升橋

手野から近交に通ずる道路の西側、用水路に架けてある樋門のある小さな石橋をいう。藩政時代に浜(足守川に面した所)に足守藩主木下氏の米蔵屋敷があつた。ここに舟によつて上方へ積出された所である。昔馬の背に三俵、四俵の米俵を載せて足守領からここまで三里余の道を運搬したものである。馬子がこの石橋までくると、もうすぐ御米蔵所へ到着するので、定められた運搬料が舟に入るのである。それ故に御米蔵所へ到着するので、「三升になつたわい」といふ言葉から三升橋の名が起つたといふ。

○ 荒木

「ありきはあうきはりにして、蓄(あうた)の語源から轉訛した名である。即ち新たに田をつくるために荒地に始めて鋤鎌を入れて耕し、一年にしてなるものを蓄(あうた)といひ、二年にして漸く和(いなせれる)するを畜(いなた)といひ、三年にして新田になるのである。よつて「あうきは」の地名は開墾の義から起り、荒木の漢字を当てはめたものである。撫川の國道大橋の西堤防を上にのぼつた板橋の土手下附近の土地である。この地に榮えた荒木姓も地名から出たことは間違ひなく、古い氏族である。

○ 大内田

昔は大内田村にいて、その名の起りは千手寺の山号、大内山から地名になつたと傳へられてゐる。徳川時代には倉敷代官所の支配に置かれていた所謂天領の地である。この住民は庭瀬、撫川、妹尾などの藩や旗本の住民と違つて相当威張つてゐたものらしい。他領のものとは何かと事件が起ると必ず倉敷の代官所へ呼ば出されて取調を受けなければならぬ。何日も倉敷の旅宿屋に泊まらざるのでその費用に困り、勝目があつても、何日根氣まけがしてしまふといふ。倉敷の赤碓には勝てない」といふことを昔

のものはいつてゐる。これは指定された宿へ泊ると、必ず赤碓に汁を盛  
つて膳に出すのでその言葉が残つてゐるのである。かように天領の土地  
だけに有難な立場に置かれていたようである。従つて常に天領を笠にき  
て他領に出ては好ましくぬことをするの、大内田の住民といへば嫌  
悪さぬといつたといふ。しなれこれに舊幕時代の話で昭和時代には通用し  
ないものである。

○日畑

日差山の高地から山裾が東に突出しその端へは、はた、ほとり、へり)が往昔海  
浜に迫まつたので日差山の端、即ち日差の端(はた)から轉訛して日端  
、日端、日畑の漢字をあてたといふ。この日差山は日指山とも書き、奈  
良佛教全盛時代に築いた伽藍のあつた日端地であつたことはすでに述べ  
た通りである。東に溪間を控へたうかたの古道が通じて表門にあたる地  
形をなしてゐるので、太陽の光りが指し込むといふ語源から山名が起つ  
たといふ。また別の説に日畑は、新館の御崎神社の縁起によると

吉備津彦命が岩屋に住む温羅を平定せられた後山にて嚴禁の祓宴を催された時、俄かに暴風が起つて岩上  
に立ち上つた白軍の紅錦の御幡が風に煽られ、とまらぬ大炎の飛ぶ如く飛んだので皆を驚かしてこれを追  
つた所、東向の林原で止まつた。そこで大養健(けい)が御幡を緋の巻たきをこの地と火橋といひ、後日畑の  
文字は二の火橋に起源をおくものといふ。或は二の説に信賴すべきか。(日端宮並に日畑城跡の項参照)

○納所 (のうそ)

上代、大和朝廷の直轄地である屯田には必ず倉庫が設けられた。こ  
れは屯田から收穫する穀物を収納した所なので、この地を屯倉(みやけ)と  
いふ。日本書紀に「欽明天皇の十六年秋七月蘇我大臣稻日宿禰、穂積蝦夷臣  
等をして(吉備五郡に白猪屯倉を置かしむ)とあり。また天平十一年正倉  
院文書に「賀夜郡庭瀬郷三宅里云々」とある。この三宅ノ里とあるは七倉  
の轉訛したものである。三倉制度は九十年後の大化改新以後次第に廢  
たれたが、庭瀬郷の三宅ノ里が果してこの地とあつたらうかといふこ  
ろ

ことを考察すると足守川の東、日畑東組のうちには納所といふ所がある。大  
古に二に屯倉が置かれたので遺蹟ではなからうか。後世三宅(屯倉のあと)の  
名がすたれた。納所(収納所)の地名が起つたものと思はれる。すべて倉庫を  
設けるには撤入搬出を第一條件として考へべきことには誰れしも異議  
をなさむ余地はあるまい。この地こそ昔足守川の流氷に類み、水陸交通  
に至便な土地であつたからである。

○庭瀬

庭瀬の岡祖、戸川肥后守達安がこの地に就封した時、その重臣であつた  
戸川又左衛門進令(のぶとも)が、二代土佐守正安の代に奉行として差配した  
新開地である。往時は遠浅の海浜にして汐の干満によつて海浜をあらは  
し、諸々に洲並があつた。岡祖は北方から漸次汐止の長堤をつくつて新  
田を形成したのである。地名の起りは岡祖奉行戸川又左衛門進令の名を  
とつたといはれる。レカレ進令の令が難読なので、いまの庭瀬に書替はれ  
たのである。四、五年前この地の難波民次が所有の田地を耕作中直径三  
十四程位の梅檀の古木を掘り出したことがある。身許三百年は下らざる思  
ふに往時樹木の繁茂してゐた陸地が部分的にあつたものと想像せらる。  
半役

庭瀬の、妹屋方面へ通かる街道の足守川に架けてある入江橋の手前、堀江の流氷に堰越が設けられてゐる。この排水  
は足守川に注ぐのであるが海潮の手前によつて開閉するのである。いまは河川改修された、昔とはその位置はか  
つてゐるが、庭瀬と掘りの境川で、藩政時代には庭瀬校舎領と、掘川戸領との境界になつてゐるので、掘川の  
便役料を相方の農民が負担し合つた。この便役料を半分持としたといふ所から、半役といふ名が  
起つたのである。「はんやく」と読まぬか、いまは訛つて時人は「はん」にやくといふのである。(おわり)

各種ダンボール  
ハシダケエ製造

大善紙工業株式会社

吉備町 下撫川一三二〇

計量器、金物

モーターでお馴染み

左官材料一式

有限会社 吉備建機

袋積員 平松哲男

吉備町庭瀬  
電話 237